参考資料②

いじめの定義、いじめの解消の要件について

1　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2　いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第２８条第１項）

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（１号：生命・心身・財産重大事態）

※（生命）自殺を企図　・（心身）暴行により骨折　（心身）心的外傷後ストレス障害との診断
（財産）金銭を強要　等

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校が欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（２号：不登校重大事態）

※相当の期間とは、不登校の基準の年間３０日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、３０日に到達する前から教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

3　いじめの解消の要件

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。